第23回石川海区漁業調整委員会議事録

1. 日時及び場所

令和5年4月18日 火曜日 午後1時30分 県庁11F 1109会議室、

- 2. 招集者の氏名、議事事項及び通知を発した年月日
- (1) 招集者氏名 会 長 稲村 幸雄
- (2) 議事事項
 - ① 会長及び会長代理の選任について
 - ② 漁業許可の更新等について(小型いか釣り漁業(あかいか)、たこつぼ漁業、はえ縄漁業(すけそうだら)県外)
 - ③ まいわしに関する令和5管理年度における漁獲可能量の変更について
 - ④ 日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果について
 - ⑤ 令和5年度石川海区漁業調整委員会開催計画について
 - ⑥ 3月の許認可実績について
 - ⑦ その他
- (3) 通知を発した年月日 令和5年4月11日
- 3. 出席者

出席委員(11名)

会 長 稲村 幸雄 委 員 勝木 省司 会長代理 新谷 栄作 委 員 坂下 優 IJ 中村 明子 五十嵐誠一 中村 浩二 IJ IJ 川島和彦 IJ 木戸 信裕 IJ 中 浩二 IJ 橋本 勝寿

欠席委員(4名) 小川英樹、杉野哲也、太田均、笹波守勝 水産課 藤原水産課長、沢田課参事、原田主任技師、川田技師 事務局 木本局長、山岸主任技師

- 4. 議事の顛末 別紙のとおり
- 5. 議決・報告事項
- (1) 会長及び会長代理の選任について 会長及び会長代理を選任した。
- (2) 漁業許可の更新等について(小型いか釣り漁業(あかいか)、たこつぼ漁業、は え縄漁業(すけそうだら)県外) (資料1参照)
 - ①制限措置の内容等について(諮問) 知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。
 - ②許可等の取扱方針の一部改正について 上記諮問にかかる許可の取り扱い方針の制定及び一部改正を承認した。

- (3) まいわしに関する令和5管理年度における漁獲可能量の変更について 水産課より説明を受けた。 (資料2参照)
- (4) 日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果について (資料3参照) 事務局より説明があった。
- (5) 令和5年度石川海区漁業調整委員会開催計画について (資料4参照) 事務局より説明があり、当該計画を了承した。
- (6) 3月の許認可実績について 水産課より報告を受けた。
- (7) その他 坂下委員からさばの漁獲状況について質問があった。
- 6. 委員会終了時間 午後2時15分

第23回海区漁業調整委員会の議事の顛末

木 本 局 長

定刻となりましたので、第23回石川海区漁業調整委員会を開催します。

私は、4月1日付けの人事異動により、事務局長を務めさせていた だくことになりました木本です。よろしくお願いします。

はじめに、3月28日付けで新たに当委員会の委員にご就任いただいております方をご紹介させていただきます。木戸信裕委員でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

木 戸 委 員

木戸と申します。3月28日に、知事より辞令を頂いて、海区漁業調整委員会の委員となりました。私は地元の能登島で定置網漁に長年携わってきましたので、その経験を活かし、皆様と協力しながら、石川の水産業の発展に貢献できるよう努めてまいりたいと思います。

どうぞ、よろしくお願いします。

木 本 局 長

ありがとうございました。

議事に入る前に、4月1日付けの定期人事異動について簡単にご紹介します。

初めに、農林水産部水産課長として藤原孝浩が着任いたしました。 また、海区事務局には、局長が私、木本が、事務局に山岸主任技師が 着任しました。

また、漁業管理グループには小柳主幹と坂井技師が異動になり、北川主任技師と山岸主任技師が兼務として新たに着任しております。

なお、お手元の資料の最後に、参考資料として水産課の職員一覧を 配布させていただいております。

では、藤原課長から一言、挨拶をお願いします

藤原課長

皆様こんにちは。4月から水産庁よりまいりまして、農林水産部水産課長を拝命いたしました、藤原孝浩と申します。どうぞよろしくお願いいたします。水産庁の時には、主にマグロの国際交渉や新たな漁業法に基づく資源管理の推進に取り組んでいました。その関係で、なかなか現場の近くが勉強不足な面がございます。海区漁業調整委員会の皆様から現場の情報やご意見を頂戴いたしまして、石川県の水産業の発展に少しでも貢献できるよう努めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

ご承知の通り、海区漁業調整委員会は、漁業権の免許や操業の調整、 資源管理など水産業にとってなくてはならないものを審議、議論いた だく場となっております。委員の皆様におかれましては、石川県の水 産業のために、いろいろとご意見を頂戴しまして、ご指導いただけれ ばと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

木 本 局 長

ありがとうございました。

なお、本日は、小川委員、杉野委員、太田委員、笹波委員から欠席

の連絡を受けております。

それでは、開会にあたり、稲村会長からご挨拶をお願いします。

稲 村 会 長

皆様、ご苦労様です。いまほど皆様からご挨拶ありましたように、新たに木戸委員が選任をされました。また、課長、事務局の交代ということで、いまほどご挨拶があった通りでございます。今後ともよろしくお願いします。

さっそく会議に入りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

木 本 局 長

ありがとうございました。

議事に入る前に資料の確認をしたいと思います。

最初に次第、資料-1「漁業許可の更新等について」諮問文が先にあるもの、資料-2「令和5管理年度における漁獲可能量の変更について(報告)」、資料-3「日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果について」、資料-4「令和5年度石川海区漁業調整委員会開催計画について」、資料-5「3月の許認可実績について」、参考資料として「石川海区漁業調整委員会職員名簿、石川県農林水産部水産課職員名簿」、最後に3月分の漁海況情報をおつけしています。

以上ですが、お手元におそろいでしょうか。

「全員、資料がそろっていることを確認」

それでは稲村会長、議事の進行をお願いします。

稲 村 会 長

本日の議事録署名人を中村浩二委員と川島委員にお願いします。

「 両委員 了承]

稲 村 会 長

では、議題1の「会長及び会長代理の選任について」、事務局より 説明をお願いします。

山岸主任技師

事務局の山岸です。

令和3年4月20日の第1回の委員会におきまして、第22期の4年間の任期を前期と後期の2年ずつに分けることとしまして、前期会長には稲村委員、会長代理には新谷委員ということで承認されました。

なお、その際に、後期については2年経過後に改めて協議するということで決定しております。以上です。

稲 村 会 長

ただ今、事務局から説明があったとおり、私が会長を務めてから 2年間が経ちましたので、改めて後期の会長、会長代理を選任するこ とになります。

先ず会長について、選任の方法ですが、私の方からの指名という 形で選任したいと思うのですが、皆さんいかがでしょうか。

[全委員賛成]

稲 村 会 長

それでは、私からの提案として、現在、会長代理を務めていただいている新谷委員に会長をお願いしたいと思います。

ご意見等がなければ、拍手をもってご承認をお願いします。

「委員一同拍手]

稲 村 会 長

それでは、後期の会長を新谷委員にお願いすることにします。

改選から2年間、会長を務めさせていただきました。その間、いろいろと不手際もあったかもしれませんが、皆様にご協力いただきながら、何とか会議を進めさせていただきました。本当に2年間ご協力いただきまして、ありがとうございました。

では、新谷会長と交代したいと思いますのでよろしくお願いします。

木 本 局 長

稲村会長、どうもありがとうございました。

早速で申し訳ありませんが、会長の座席を交代させていただきま す。

[会長等座席移動]

木 本 局 長

ありがとうございました。

それでは、新会長の新谷会長からご挨拶をお願いします。

新 谷 会 長

後期の会長に選任いただきありがとうございます。委員各位の知恵とご協力を頂きながら、石川県の水産業の振興に貢献できればと思いますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

木 本 局 長

ありがとうございました。

新谷会長、それでは議事の進行をお願いします。

新 谷 会 長

では、会長代理の選任ですが、今ほどと同様に、私のほうから指名という方法で選任したいと思うのですが、皆さんいかがでしょうか。

「 全委員賛成]

新 谷 会 長

それでは、私からの提案として、五十嵐委員に会長代理をお願い したいと思います。

ご意見等なければ、拍手をもってご承認をお願いします。

「 委員一同拍手]

新谷会長

それでは、会長代理を五十嵐委員にお願いすることとします。 五十嵐委員、座席の移動をお願いします。

[会長代理座席移動]

新 谷 会 長 それでは、五十嵐会長代理から、挨拶をお願いしたいと思いま す。

五十嵐会長代理

このたび、会長代理を仰せつかったのですが、今までの県庁生活 も含めて漁業者の皆様には大変お世話になってきました。今回も会 長代理ということで、新谷会長とともに、会議の円滑な進行に努め て参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会 長 新谷

ありがとうございました。

これから2年間、私と五十嵐会長代理で、委員会をやっていきたい と思いますので、皆様方のご協力よろしくお願いいたします。

それでは、議事に戻りまして、議題2の「漁業の許可の更新等につ いて」、①制限措置の内容等について、知事より諮問がきております。 併せて、②許可等の取扱方針の制定及び一部改正についても説明をお 願いします。

山岸主任技師

資料1をご覧ください。最初のページのとおり諮問文が来ておりま す。

「諮問文朗読〕

内容について、水産課より説明をお願いします。

 \prod \mathbf{H} 技 師

水産課川田です。事務局から読み上げました諮問文の内容につい てご説明いたします。資料は右肩に資料1とあるもので、ページ番 号は1ページから6ページです。ではまず2ページ及び3ページを ご覧ください。今回ご審議いただく制限措置の漁業許可は、(1) 小型いか釣り漁業(あかいか)(2)たこつぼ漁業、そして(3) はえ縄漁業(すけそうだら)です。

お示ししております制限措置のうち、それぞれうすいグレーに塗 ってある太枠の部分が、今回ご審議いただく内容である、許可又は 起業の認可をすべき船舶等の数、漁業を営む資格、遊休許可の枠数 管理の数です。これについて4ページでご説明いたします。

まず、(1)小型いか釣り漁業(あかいか)についてです。こち らは遊休許可の枠数管理から新規許可するもので、加賀支所、羽咋 支所、小木支所から要望がありました。各支所からの要望につい て、現場との調整はついており、漁業調整上の問題はないため、水 産課としては、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を資料に記 載のとおり変更し、取扱い方針を一部改正したいと考えます。①許 可又は起業の認可をすべき船舶の数は、変更前の130件、うち遊 休許可の名簿管理の数21件であったものを、遊休許可の枠数管理 の中から4件を新たに許可することにより、変更後の許可数は13 4件となります。遊休許可の名簿管理の数は21件と変わりませ ん。これによって、②遊休許可の枠数管理の数は、変更前の15件 から4件減って11件になります。

次に、(2)たこつぼ漁業です。こちらは許可の有効期間が終了と なり、更新時期を迎え、引き続き許可するものです。対象は県漁協支 所志賀支所です。許可件数は20件、うち遊休許可の名簿管理の数0

件となっております。

最後に、(3) はえ縄漁業(すけそうだら)です。こちらは、富山県船に対し1年ごとに許可するものとなっております。許可件数は3件で、昨年度許可件数と変わりません。

以上を踏まえ、2ページに記載の(1)小型いか釣り漁業(あかいか)の制限措置について、許可または起業の認可をすべき船舶等の数を4とします。また、許可又は起業の認可を申請すべき期間については、令和5年4月18日から令和5年4月24日までとします。なお、許可の取扱方針については、今回資料として添付していませんが、取扱方針に記載の制限措置の許可又は起業の認可をすべき船舶の数以外は、内容の変更はありません。

続いて、(2) たこつぼ漁業の制限措置について、許可または起業の認可をすべき船舶等の数を 20、漁業を営む者の資格については記載のとおり、遊休許可の枠数管理の数を 0 とします。許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和 5 年 4 月 1 8 日から令和 5 年 5 月 1 7 日までとします。なお、5 ページ以降に添付しております取扱方針については、漁業法の改正に合わせて書きぶりを変えていますが、内容には変更ありません。

最後に、3ページに記載の(3)はえ縄漁業(すけそうだら)の制限措置について、許可または起業の認可をすべき船舶等の数を3とします。許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和5年4月18日から令和5年5月17日までとします。なお、取扱方針については、令和3年の海区漁業調整委員会でご審議いただいており、変更はありません。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いします。

新 谷 会 長

ただいま水産課より説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

「質問なし」

新谷会長

質問等がなければ、知事から諮問の制限措置の内容等については、 妥当であると判断しまして、その旨を答申し、併せて②の許可等の取 扱方針の制定及び一部改正について、案のとおり了承したいと思いま すが、よろしいでしょうか。

[異議なしの声]

新谷会長

では、次に、議題3の「まいわしに関する令和5管理年度における漁獲可能量の変更について」水産課より説明をお願いします。

原田主任技師

水産課の原田です。資料は右肩に資料2とある一枚紙のものになります。令和5管理年度とありますが、まいわしに関しましては、1月から12月までという年度区切りになっておりますので、まさに今が令和5管理年度の途中となっております。この当初の配分数量につきましては、12月の広域委員会でご審議いただきまして、決定したところでありますが、その漁獲可能量について、3月20日付で融通を

行ったことで変更となったご報告になります。数量につきましては、 資料にある表のとおりになりますけれども、当初配分としまして県に 31,100トン、そのうち中型まき網漁業に5,600トン、定置網等のその 他漁業に16,000トン、県の留保として9,500トンとなっておりまし た。これを、県の留保から5,000トンを中型まき網漁業に対して融通 したという変更の報告になります。

あくまで県留保の数字を変更するということではありますけれども、中型まき網の漁業者及び定置網協会にご相談させていただいたうえで、この 5,000 トンを融通したとしても、近年の石川県の漁獲量の最大実績の数量を確保できること、今後、急な来遊があった場合には、国の留保からの追加配分も見込めるという前提で実施させていただきました。ご参考までに、資源管理方針の条文も資料の下の方に載せてあります。

説明は以上になります。

新谷会長

ただいま水産課より説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

[質問なし]

新谷会長

では、次に議題4の「日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果について」事務局より説明をお願いします。

山岸主任技師

事務局の山岸です。資料3をご覧ください。

3月14日、13時30分から東京都日本橋にあります日本橋フロスト6階AP日本橋Gルームにおいて「第42回日本海・九州西広域漁業調整委員会」が開催され、勝木委員が県庁会議室でウェブ会議により出席しましたので、その結果概要を説明します。なお、当日は石川海区漁業調整委員会と日程が重なっておりましたので、勝木委員には石川海区漁業調整委員会終了後に途中参加いただきました。では結果概要を説明します。

最初に(1)太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示については、遊漁者のクロマグロ資源管理の適切な実施を図るため、昨年度から実施している30kg未満の小型くろまぐろの採捕の禁止、30kg以上の大型くろまぐろの採捕報告の義務付け、こちらにつきましては、従来は、陸揚げした日から10日以内の報告でしたが、今回から5日以内の報告に変更されました。そのほか、1人1日あたり1尾を超えて大型魚を保持してはならない、全海区における採捕数量が以下の表の上段の時期ごとに下段の数量を超えるおそれがある場合には、当該時期の末日まで採捕を禁止するということ。また、指示期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までということで、当該委員会指示は、異議なく承認されました。

次に(2)九州・山口北西海域トラフグに関する委員会指示については、トラフグの資源管理のため、承認制として県ごとに隻数の上限設定、5海域毎・漁法毎の休漁期間の設定、30cm以下の小型魚の再放流を行うということ。また、指示期間は、令和5年5月1日から令和6年5月31日までということで、当該委員会指示は、異議なく

承認されました。

次に(3)有明海ガザミに関する委員会指示については、有明海ガザミの資源管理のため、抱卵ガザミの再放流、甲幅12cm以下小型ガザミの再放流、軟甲ガザミの再放流、産卵期間の6月1日から6月15日の間の採捕を禁止するということ。また、指示期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までということで、当該委員会指示は、異議なく承認されました。

最後に、議事(4)その他として、水産庁より広域漁業調整委員会に関連する①令和5年度資源管理関係予算として、資源調査・評価の充実、漁獲情報収集体制の強化、TAC・IQ導入の推進について、②日本海西部・九州西海域マアジ(マサバ・マイワシ)広域資源管理方針についての説明がありました。

以上で、日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果概要の説明を終ります。

新 谷 会 長

勝木委員におかれましては、3月14日の出席ご苦労様でした。 事務局からの説明について、補足があれば、お願いします。

勝木委員

今回の日本海・九州西広域漁業調整委員会の内容は、石川県にあまり影響のない議題も多くありましたので、問題ないと思っています。

ただ、今後のことで、本日の議題にもあるように、資源管理のことが前面に出ておりまして、魚種がどこまで増えていくのか、今後も注視しながら広域委員会に出席したいと思っております。

新谷会長

ありがとうございます。

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問なし]

新 谷 会 長

ないようであれば、次に、議題5の「令和5年度石川海区漁業調整 委員会開催計画について」について事務より説明をお願いします。

山岸主任技師

資料4をご覧ください。

本年度の本委員会の開催計画につきましては、8月を除く毎月1回の合計11回実施の予定としております。開催日につきましては原則、第3週目の市場の休市日となる火曜日の実施とさせていただきますが、11月のみ祝日の関係で、水曜日が休市日となっておりますので、委員会もそれに合わせて11月22日水曜日の開催予定とさせていただいておりますのでご注意ください。

なお、議題につきましては、現時点で予定しております内容を記載 しておりますが、突発的なものがあれば、議題に入れてご審議する場 合もございますので、よろしくお願いします。以上になります。

新谷会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

「質問なしつ

新谷会長

それでは、「令和5年度石川海区漁業調整委員会開催計画」のとおり委員会を開催していきたいと思います。

委員の皆様、よろしくお願いします。

新 谷 会 長

次に、議題6の「3月の許認可実績について」水産課より説明をお 願いします。

川 田 技 師

資料5に基づき説明

新谷会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問なし]

新谷会長

それでは、「その他」で何かございますか。

坂 下 委 員

2月の委員会で定置網漁業に対して、さばに関して漁獲規制を通知したとのことであったが、その後の状況はどうなっているのか。 規制は引き続きあるのか。

原田主任技師

さばの状況につきましては、2月の委員会でもご報告させていただきましたが、全国的にもTACの枠がひっ迫している状況は変わらず、ある程度の規制はかけないといけないという苦しい状況でございます。

ご指摘の通り、定置網に関しまして、さばについては管理年度が7月から6月の区切りですので、6月まで操業の制限を継続していただきたいとお願いしているところであります。中型まき網に関しましても、ほかの魚種を狙って操業していただくということで、輪島地区、西海地区の漁業者の方々に対して、お願いということで、お話させていただいているところであります。

ただ、沖の状況によっても、その年々により来遊する魚種が違う 等、難しい面があると思っております。沖に出てその探索の様子で すとかいろいろと聞かせていただきながら、具体的な対応について は相談しながら進めさせていただきたいと思っておりますので、よ ろしくお願いします。

新谷会長

その他に何かございませんか。

「質疑応答〕

なければ、事務局からお願いします。

山岸主任技師

次回は、5月16日(火)、13時30分から、会場は県庁11階の1110会議室で開催したいと思います。

新谷会長

皆様、よろしいでしょうか。

[全員了承]

新 谷 会 長 以上をもちまして、本日の委員会を終了します。 ご苦労様でした。

以上、会議の顛末を記録してその正当であることを証するため署名をする。

会 長		
署名委員		
署名委員		